

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおり見積合わせ（オープンカウンター方式）を実施します。

令和8年2月5日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 板松 一郎

1 調達内容

- (1) 調達件名 令和8年度オンライン会議用アプリケーション（Zoom）利用契約
- (2) 調達案件の仕様 「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加するものに必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度の一般競争参加資格（全省庁統一資格）において、近畿地域で「役務の提供等」の「B」、「C」、「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この見積合わせの見積書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - オ 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (5) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
※労働基準関係法令については以下のとおり。
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- (8) 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または暴力団員でないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 関係書類

(1) 仕様書の交付期間及び交付方法

交付期間：本公示開始日から令和8年2月18日（水）17時00分まで

交付方法：上記の期間中、兵庫労働局ホームページからダウンロードまたは9の調達担当者に電子メールで依頼のうえ受領すること。

(2) 見積書の受付期間

本公示開始日から令和8年2月18日（水）17時00分まで

(3) 提出書類

- ア 見積書
- イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ウ 保険料納付に係る申立書（別紙1）
- エ 誓約書及び役員名簿（別紙2）
- オ 見積金額内訳書（別紙3）

4 見積書の作成

(1) 見積合わせ参加者は、次の事項を記入した見積書を作成のうえ提出すること。

- ア 宛名（「支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長」とすること。）
- イ 調達件名（「令和8年度オンライン会議用アプリケーション（Zoom）利用契約」とすること。）
- ウ 見積内容（品名、数量、単価、金額）
- エ 作成日
- オ 氏名（法人の場合は、その名称または商号、代表者名および代表者役職）
- カ 住所

(2) 令和6年度以降当局と契約を締結したことがない事業者においては、代表者印等を押印すること。令和6年度以降当局と契約を締結したことがある事業者においては、代表者印等を省略することができる。

(3) 見積金額については、履行に必要な諸経費等全ての費用を含んだ金額とし、見積った金額の110分の100に相当する金額（以下、「税抜き価格」という。）、消費税及び地方消費税額（以下、「消費税額」という。）および税抜き価格に消費税額を加算した合計金額（以下、税込み価格）と）を記載すること。ただし、免税事業者においては見積書にその旨を明記するものとする。

(4) 見積書の様式は任意とする。ただし、見積金額内訳書を必ず添付すること。

(5) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

5 見積合わせの実施及び結果通知

(1) 見積合わせの実施日 令和8年2月19日（木）

(2) 令和8年2月19日（木）17時まで、契約の相手方に決定した者のみに通知する。なお、見積合わせの内容に疑義が生じた場合、結果通知を2月20日以降に行う場合がある。

6 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しないもの
- (2) 参加資格を有しない者が提出したもの

- (3) 記名を欠くもの
- (4) 金額を訂正したもの
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの
- (6) 明らかに連合によると認められるもの
- (7) 同一人の見積りで金額の異なる二通以上による見積書
- (8) 仕様書の条件に違反したもの
- (9) 前各号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反し、又は見積書に関する必要な条件を具備していないもの

7 契約の相手方の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。

8 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 手續きにおける交渉の有無 無
- (5) 当該契約に関する疑義・質問については、書面又はメールにより令和8年2月13日(金) 17時までに下記9に示した場所に提出すること。
- (6) 契約関係書類の扱いについて
担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。
- (7) 当書面および発注者が提示する契約条項を遵守すること。

9 見積書の提出場所および調達担当者

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階
兵庫労働局 総務部総務課 会計第一係 倉元
電話：078-367-9173
メールアドレス：kuramoto-ryouta@mhlw.go.jp

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者名)

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1から3のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 参加資格の適正化

- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- (4) 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。（※再委託対象案件に限る。）

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

所在地
事業所名
代表者名

役員等名簿

事業所名

所在地

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員（監査役含む）を記入してください。

見積金額内訳書

(事業者名)

	品目	1ライセンス・1月あたり単価(税抜)	数量	単位	数量	単位	金額(税抜)
①	ZOOMビジネスライセンス		40	ライセンス	12	月	
②	ZOOMウェビナー500(オプション)		1	ライセンス	12	月	
					合計(税抜) ※見積書に記入する金額		
					消費税		
					合計(税込)		

仕 様 書

1 件名

令和8年度オンライン会議用アプリケーション（ZOOM）利用契約

2 業務内容

当局の次の業務にて使用するオンライン会議システムの提供を行うもの。

- ・ 県下公共職業安定所が実施するオンライン職業相談等。
- ・ 需給調整事業課が実施するオンラインセミナー等。
- ・ 総務課及び職業安定部が行う外部関係機関等とのオンライン会議等。

3 品目・数量

- ① ZOOM ビジネスライセンス 40ライセンス分
- ② ZOOM ウェビナー500 オプション 1ライセンス分

4 契約期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

【契約締結日について】

契約締結日は令和8年4月1日（水）とする。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

5 オンライン会議用アプリケーション利用期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

6 オンライン会議用アプリケーション（ZOOM）に求める仕様

以下の機能及び体制があること。

- (1) 広く一般に認知されており、操作方法が複雑でないこと。
- (2) WEBカメラを用いた参加者間での音声通話や、インスタントメッセージの送受信等の基本的な機能を備えていること。
- (3) ゲスト側に本件アプリケーションの利用料が発生しないこと。
- (4) 同時参加人数が300人以上であること。
- (5) 通信データの圧縮技術等により、安定した通信が確保されていること。
- (6) ゲスト側は、ミーティングルームへの参加について、ホストが設定するID、PWを入力しなければアクセスできないこと。

- (7) ゲスト側は、ホストが許可しなければ、ミーティングルームに入室できないこと。
- (8) ミーティング開始後は、入室ロック操作により、ホスト側が入室を制限できること。
- (9) アプリケーションに備わる録画機能については、ホストが許可しない限り、ゲスト側は使用できないこと。
- (10) ゲスト側がPCで使用する場合は、次のブラウザから参加が可能であること。
Safari、Chrome、Firefox、edge
- (11) ゲスト側がスマートフォンから参加する場合は、アカウント登録が不要であること。
- (12) ゲスト側は参加時に画面に表示される氏名を自由に変更できること。
- (13) ミーティング可能時間が24時間以上であること。
- (14) 画面共有、資料共有機能があること。
- (15) 業界標準に従い、コンテンツの不正な開示やアクセスを防止するための適切な物理的及び技術的な保護手段が維持されること。
- (16) コンテンツへの不正アクセスを認識した場合、利用者に通知されること。
- (17) ホストからの招待メールなしでも、直接ブラウザまたはスマートフォンにインストールしたアプリケーションから利用者は参加できること。
- (18) 次のセキュリティ要件を満たすこと。

ア 以下の場合を除き、アプリケーションの提供者側がコンテンツにアクセス、閲覧、処理することがないこと。

- (a) アプリケーション利用に係る契約及びプライバシーに関する声明に定められている場合。
- (b) 発注者の許可または指示があった場合。
- (c) アプリケーション利用に係る契約に基づく義務を履行するために必要な場合。
- (d) 法律で定められている場合。

イ 利用するアプリケーションについて、兵庫労働局及び兵庫労働局が承諾した利用者との会話や利用中の画像、メッセージ等が兵庫労働局の承諾なく一切保存されないこと。(上記アの(a)から(d)の場合を除く。)

また、労働局及び労働局が承諾した利用者がアプリケーションを利用している間も、アプリケーション運用事業者(代理店を含む。以下同じ。)を含め労働局以外の者が一切これらにアクセスできないこと。(上記アの(a)から(d)の場合を除く。)

ウ セキュリティインシデント(オンラインでの相談内容が会議用アプリに不正に侵入した関係ない第三者に盗聴される等)が発生した場合、アプリケーション運用事業者は当該セキュリティインシデントを検知し次第直ちに被害を最小限に抑える措置を取ること。

また、アプリケーション運用事業者は検知後直ちに兵庫労働局へ報告するとと

もに、兵庫労働局の求めにより原因や被害の詳細等について遅滞なく報告すること。

(19) 500人までのウェブセミナー開催に適した次の機能を有すること。

① カメラ、マイクの使用及び参加者一覧を閲覧できる対象者の範囲をホストが制限できる。

② チャット機能、質問機能及びアンケート機能を有し、必要に応じてホストと参加者がコミュニケーションをとることができる。

(20) 当局において現在使用しているZOOMアカウントを引き継いで、利用可能であること。

7 受託者に求める仕様

(1) 本契約期間中に受託者が行う作業及び発注者が行うべき手続きに係るスケジュール、発注者が行う手続きの方法（PC上の操作方法含む。以下、同じ。）等について書面又はメールにて提出すること。

(2) 動作不具合や操作方法に不明点がある場合は、事業担当部局（下記11の(1)）より電話またはメールにて照会を行うので、受託者は開発元へ問い合わせの上、電話またはメールにて回答すること。なお、問合せ及び回答は日本語にて行うこととする。

(3) オンライン会議用アプリケーションの利用が可能となった日について書面又はメールにて通知すること。

(4) 受託者は、当局が令和9年4月1日以降もZOOMビジネスライセンスを利用することとなった場合、新たな受託者への引き継ぎを適切に行うこと。

8 成果物について

本契約の役務に係る成果物は以下のとおり。提出先は、下記11の(1)及び(2)とする。

(1) 上記7の(1)について、仕様書別紙「業務計画書」に準じた様式。

(2) 上記7の(2)に係る受託者からの回答メール。

(3) 上記7の(3)に係る通知。

9 留意事項

(1) 本契約期間途中で、当局がライセンスの追加やオプションの追加を希望する場合は、別途変更契約の協議に応じること。その場合の追加分に係る利用期間は追加日（追加月の月初）から上記5の期間の末日までとする。ただし、契約期間の最終月（最後の1か月）分のみの追加は行えない等、追加時期の制約がある場合はこれに従うこととする。当該制約がある場合は、見積書提出時にその内容を知らせること。

また、契約期間中において制約内容が変更となった場合は速やかにその内容を知らせること。

- (2) 業務遂行上知り得た個人情報について、これを他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- (3) 本契約の履行につき、業務を第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む）に再委託することは原則認めない。ただし、業務に係る主要部分（総合企画、遂行管理、手法の決定及び技術的な判断）以外を再委託する場合には、受託者は再委託者の名称、業務内容等について記載した書面を事前に提出し、発注者の承認を得ること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たっては、厚生労働省所管法令をはじめとする関係法令、条例等を遵守しなければならない。また、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令、条例の定めるところにより、適正な労務管理、労働者の安全及び衛生の確保、作業に伴う災害及び事故並びに公害の防止に努めなければならない。
- (5) 個人情報の漏えい又は作業計画の大幅な変更を要する事態の発生等契約上の重大な問題が生じた場合、下記1.1に速やかにその内容を報告すること。
- (6) 契約関係書類の扱いについて
 - ①担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
 - ②契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。
- (7) 受託者においては、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。

1.0 支払いについて

- (1) 使用料（令和8年4月1日から令和9年3月31日分）に係る請求書（宛名は「官署支出官兵庫労働局長」。）を、業務完了日（令和9年3月31日）後、令和9年4月9日までを目途に下記1.1の（2）へ提出すること。なお、受託者が毎月請求等を希望する場合は協議に応じることとする。（前払いは不可。）
- (2) 発注者は、適法な請求書を受領した日から30日以内に受託者が指定する金融機関口座に振り込むこととする。

1.1 連絡先

(1) 事業担当部局

兵庫労働局 職業安定部 職業安定課 職業紹介係 寺田

神戸市中央区東川崎町1-1-3

TEL : 078-367-0802

(terada-kazuyo@mhlw.go.jp)

(2) 契約担当部局

兵庫労働局 総務部 総務課 会計第一係 倉元

神戸市中央区東川崎町1-1-3

TEL : 078-367-9173

(kuramoto-ryouta@mhlw.go.jp)

※連絡先担当者及びメールアドレスについて、変更があった場合は対応すること。

業務計画書（参考様式）

工程	スケジュール	受注者が行う作業	発注者が行う作業
【1】 利用開始までの準備	令和8年4月1日まで		
【2】 利用開始日当日	令和8年4月1日		
【3】 利用中	利用開始日～令和9年3月31日		
【4】 契約終了時	令和9年3月31日		

契約書

支出負担行為担当官兵庫労働局総務部長 ●● ●●（以下「甲」という。）と（会社名）（役職）（氏名）（以下「乙」という。）は、下記の件について次の条項により契約を締結する。

なお、役務を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 令和8年度オンライン会議用アプリケーション（ZOOM）利用契約

契約金額 金●●●●, ●●●●円（うち消費税及び地方消費税額金●●, ●●●●円）

（消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。）

契約保証金 免除

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行しなければならない。

（納入場所及び期限）

第2条 役務の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

納入場所 別添仕様書の記載のとおり

納入期限 別添仕様書の記載のとおり

（検査）

第3条 乙は、役務を納入しようとするときは、甲の指定する検査職員に報告するとともに、あらかじめ希望日時、場所、役務名、数量等の必要事項を通知し、立会の上検査を受けなければならない。

2 甲は、前項により納入の通知を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。

3 納入役務は、すべて甲の指示（仕様書等）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。

4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第4条 天災その他不可抗力又は甲及び乙の責に帰し得ない事由により、契約の履行

ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納期の有償延期)

第5条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって納入場所及び納入期限に役務の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

第6条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により納入場所及び納入期限に役務の納入ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めるときは、遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(遅滞料)

第7条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第8条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

(1) 第5条及び第6条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格役務の受渡を終了しないとき。

(2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

(3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 甲が行う役務の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。

(5) 第28条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は

乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。
(損害賠償)

第9条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(再委託)

第10条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。))を含む。)に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第11条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第10条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第12条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3に準じた書式により履行体制図の変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めた

ときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (4) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若

しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第15条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約金額の支払)

第16条 乙は、第3条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、甲へ提出するものとする。

2 甲は、乙より適法な支払請求書を受理した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第17条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、前条の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としな

いことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第23条 甲は、第8条第2項、同条第3項、第19条、第20条、第22条第2項、第26条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第8条第2項、同条第3項、第19条、第20条、第22条第2項、第26条及び第29条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第25条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第26条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第27条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第28条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(納入役務が契約の内容に適合しない場合の措置)

第29条 甲は、第3条に規定する納入検査に合格した納入役務を受領した後において、当該納入役務が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、不足分の提供を行うこと
- (2) 直ちに代金の減額を行うこと

- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第30条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第31条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第8条第2項、第9条、第14条、第15条、第17条、第21条、第23条、第27条、第28条、第29条、第30条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
支出負担行為担当官
兵庫県労働局総務部長 ●● ●●

乙

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
兵庫労働局総務部長 殿

名 称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 殿

名 称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			

